

緊急討論

技工料はなぜ下がる？

--不公正な技工市場--

出席者：A（技工士・近畿で技工所開業）

B（歯科医師・東北で歯科医院開業）

C（歯科医師・都内で歯科医院開業）

人名等は仮名に変えていますが、討論はノンフィクションです。

技工士A

「歯科医院が収入を減らしてでも、技工料を引き上げるとい議論は、歯科医療の崩壊の速度を速めるだけで、その様な余裕は、大多数の歯科医院の存在しない」というひとがいるけど、こういうところに、何で常に歯科医院のために技工士が犠牲になるのが当然の大前提なのか、とか突っ込みたくなるのですが、、、

歯科医師B

そうなんです。だから反省なき・・・と言いたくなるのです。冷静になぜ技工業界がこうなったのかを考える力があるなら、そういった歯科医師の意識、認識（つまりは一番の原因）が変わらないと、技工問題が解決できるはずがないのです。根本治療のためには！技工料金と歯科医院の経営は切り離さなければならないのにいつまで経っても連動している・・・最初に切るべき「経費」という考えから抜け出さない限り、どんなに点数が上がっても根本解決にはならないし逆にこれを解決しない限り点数も上げようがない、上げる根拠が無いということが本当の「7：3を理解する」ということなのです。

歯科医師C

現行制度では、技工料は設定が自由です。本来であれば、「市場原理」で料金が決まります。

歯科医院は自院の経営を考え、払える料金しか払いません（払えません）。これは、悪いことでも、技工士を犠牲にしているわけでもなく、「市場」では当たり前のことです。

一方、技工所の要求する料金も技工所の経営を考え、技工所が成り立つ料金以上の金額になるはずですが。歯科関係者以外のひとに説明する場合、技工料に市場原理が成り立たないことを証明する必要があります。技工士の方々には、それをしてほしいと思います。

感情的な言葉ではなく、論理的に、です。

私の個人の意見としては、技工料が下がるのは、技工士の「過剰」が大きな要因だと考え

ています。段々、技工業界の全体が、縮小しています。虫歯の減少やC R充填への移行のため技工自体が減少していると考えられます。仕事量の減少を価格を下げて新規の取引先を獲得することで補おうとする技工所が多いわけです。ヒエラルキーの存在はよく理解しているつもりですが、それだけでは現状を説明できません。診療報酬の低さだけでなく、疾病構造の変化が大きな要因なのです。

技工士A

なんだかんだ言っても技工士は減って、技工助手なんて要望も出ているくらいです。それでも、まだ技工士が多いというなら日本では無理です。そもそも国内で技工士を成り立たせるのが荒唐無稽な話なのかもしれませんね。今の状況が経営的に仕方がない決断といわれても、さすがにそれは、歯科医至上的ではないかなと思いますけど。

さすがに現状を市場原理ですますには度が過ぎてないかなと。超過労働から始まった問題って認識はありますか？疾病構造の変化が大きな要因という意味での淘汰は肯定していません。

歯科医師C

うまく伝わらないから、別の言い方で。

技工料は公定価格ではないので、技工所が「自由」に料金が決められます。高すぎれば、取引先がなくなるし、低すぎれば、技工所が潰れます。バランスのとれたところで「市場価格」が決まります。

診療報酬は公定価格なので、歯科医院には決められません。要望を出すことはできますが、決まったものに従うしかありません。

技工料の場合、価格が低ければ「やらない」と言えます。そうしたら仕事がなくなるというと思いますが、他にその低い価格で仕事を請け負う技工所が存在するから、仕事なくなるわけで、誰も低い価格でやらなければ、技工所のいう料金を歯科医院がのむしかなくなるはずです。

このような「市場原理」以外の理由があって、価格が低く抑えられているのなら、それを歯科関係者以外にもわかるように説明してください。

歯科医師B

だから何だ、ということではありませんがあるコラムから引用です。

「市場への参加なるものは自由意志に基づくが、参入過剰によって市場の均衡点から大きく乖離すれば、市場は最適な資源配分を実現できなくなり、これを市場の失敗という。また公共性の高いものに関して非効率な過剰供給をなしたとすれば、それは政府の不作为や失敗と呼ばれるものである。」

技工士が過剰だとかいう問題ではなく少なくとも市場価格において「低止まり」している

技工料によって技工士の高い離職率、経営悪化、などを考慮すると「市場の失敗」が起きていることは確かでしょう。

その原因が、診療報酬制度にあるのか、政府の不作為によるものなのかあるいは歯科医師の作為or 不作為によるものなのか、技工士自身の不作為によるものなのか、はたまたこれら全てが原因なのか・・・

ここに議論が分かれると思いますが、少なくとも一部の歯科医師が考えているような「自由市場に任せているのだから仕方が無い」という考えは市場経済に対する認識の誤りであることは確かではないでしょうか？

市場価格とは常に上下動するものであり、またそのバランスを取るためには公正かつ平等に市場に参加できる環境を適切にコントロールされていることが必須ですから、明らかに「技工市場は失敗している」ということになりますね。

歯科医師C

「技工市場は失敗している」ということなら、現状のどの部分が「失敗」か具体的に説明してください。

そして、その失敗がなぜ起きたのかがすごく大事です。「失敗」の原因は何ですか？それを多くのひとが納得できれば、現状 原因 解決策と考えていくことが出来、解決策にも説得力が出るでしょう。

歯科医師B

言ったつもりですが、もう一度言います。

技工士の高い離職率、技工経営環境の悪化、就業環境の悪化などがありまた売り手と買い手が公正・対等ではなく、売り手(技工士)にとって不本意な取引を余儀なくされている。取引が成立しているからといって、すなわち市場が失敗していないとは言えません。不公正な取引の可能性があるのでから。

原因については、複雑に絡み合っていて、私自身がどこまで説明できるのかわかりませんが、私の考えとしては、

第一の問題としては

技工士と歯科医師の不公正な関係が未だに続いていること。買い手側は(公的保険制度によって)価格安定の保証をされているにもかかわらず、自由契約といって売り手側に不当な低価格を要求してきた。

ま、トヨタと下請け、孫請けなどと同じ関係かもしれませんがトヨタ自身は(建前として)公的な安定保証はないですね。

これがまさに歯科医師の意識改革が必要なところですよ。

第二に、診療報酬制度に技工を入れてこなかったこと

第三に、医療法による業務委託に属していないこと

第四に、低価格な公的保険制度

第五に、一部の技工士による低価格助長

などがあるかと思います。

第一の歯科医師の意識が変わらない限り、（もちろん同時でも良いのですが）診療報酬を上げてても根本的には変わらないと言えるでしょう。

ただし、医療法に入れる、技工士のレセプト請求を認める、などの法的整備によって環境改善がされれば歯科医師の意識も変わらざるを得ないでしょうがその法的整備の最大の抵抗勢力が歯科医師自身である、という負の輪がある限り実現できないとも思われ、その結末は歯科医師過剰問題よろしく「最悪の形で解決する」ことになると思われま

す。すなわち技工士激減による、技工料高騰、海外技工容認、という形でね。

技工士A

産業そのものが壊滅しかかっているということであれば、ぼくは市場原理肯定側です。大概の産業では、市場原理がある程度進むと、崩壊を迎える前に行き過ぎた低下価格路線を修正する動きがあります。最近ならパソコン用のメモリーなんかの半導体産業とかありましたよね。日用雑貨もデフレとはいえ、ある程度限界が来れば下げ止まります。ですが、技工士は止まりません。

いまだに下がり続け、離職は加速しています。僕が技工士会を辞める十年間で後輩は一人しかできなかったと言えれば少しは実情が伝わるでしょうか。その間にやめていったのは、過労死や自殺も含めて18人です。僕のいた支部ですが、いわゆる都会以外はそんなに差はないと思います。

話を戻して、それぐらいみんなが逃げ出すほどの低料金状態が続くのは当然ですが料金の決定権を実質歯科医が持っているので、いやでも下げざるを得ないからです。いうまでもないでしょう。

なんで歯科医至上的と言ったかと言うと、まず歯科業界の疲弊が背景にあるにしても、歯科医と技工士の疲弊具合の差がありすぎると言うこと。前にTVにワーキングプアの歯科医が出ていましたよね。あの時の僕の周りの技工士の反応は「こんな歯科医師もいるところにはいるんだ」と言ったもの。いいかないですが、みな歯科ほど経済的に困っている歯科医(腕がないとか患者の信用を失ったとかそういう意味の歯科医以外で)はそうはいません。もっといえば、ざっと見渡して、「経済的に困窮」していて、「やむを得ず、仕方なしに」技工料金を下げさせている歯科医院はそんなに見当たらないです。私の周りの地域に限るなら、そんなにはなくゼロと断言できるぐらいです。

自分たちの医院のほうでさしたる努力もせず、生活レベルも変える気がなく、「市場経済では当たり前」と言われて「はいそうです」と言うには抵抗感ありありなわけです。技工士に代償かぶせる前に、「自院の経営を考え」というのに経営努力は入るのか、不正請求以外どんな努力をしたのか、といたいんです。

こういうところから、「市場原理」で終わらせることは、あまりに歯科医だけに都合のよすぎる話、歯科医至上的な意見じゃないかな、と思うわけです。

技工料の場合、価格が低ければ「やらない」と、もちろんいえるときもあります。ですが、うちはいえませんでした。地域のつながりの強いところだと、その地域で仕事ができなくなる覚悟がいります。まあ、「だったらよそ行けばいいじゃない」とか反論する気にもならない助言をいただいたりしました

が、うちはやらないといえませんでした。技工士仲間のうちでは別に驚くような特殊な話ではないので、技工士会に相談してもどうにもなりませんでした。

他にその低い価格で仕事を請け負う技工所が存在するから、というのはそのとおり。本来そんなダンピングでは質を維持できないので、いつまでも続かないのも市場原理ですが、ここでもう一つの要素、「質の評価も歯科医」と言うのが絡みます。求められる質の水準も歯科医の胸先三寸、時と場合によって都合よく変わるそれは価格低下が下げ止まるはずの底板を破壊しました。「市場原理」が歯科医に都合良いのはこういうことです。「市場原理」のなかの競争の振り子のなかでうまれる公平性を壊しておきながら、価格低下のとこだけ適用するのはおかしいと、そういうことを僕なんかは思っています。

「公平」については、これを参照してください。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E5%B9%B3>

「市場原理」が技工士に適用されない、でなく「市場原理」で終わらせられないというのが僕の意見ですので、ちょっとここは理解してもらいにくいところかもしれません。

僕のいう「市場原理」は「生産者の競争によって価格が決定される、その競争は公平な中で行われる。不公平は競争の中で是正される。ゆえに資本主義社会は発展続ける。」と、そういうものとの認識です。ちなみに今の歯科経済は独占資本主義経済で資本主義経済とはいえない、つまり「市場原理」は正常に働いていないと思っているので、余計にこれで片をつけられることに都合よさを感じます。

あとBさんが仰った「市場の失敗」は、先に書いた「市場原理」が正常に働いていない状態と似たようなもので、ざっくりいうと、技工市場は不正常、つまり市場形成に失敗した状態にある、と理解してみました。

で、いいんでしょうか？

歯科医師C

建前は「市場経済」で決まるはずの技工料が、技工士と歯科医師の不公正な関係のため、市場が正常に働かず、技工料が低く抑えられ、技工経営環境の悪化、就業環境の悪化、技工士の高い離職率を招いている、ということが現状だということですね。

「いまだに下がり続け、離職は加速しています。」という状態のもと、歯科医師と技工士が公正・対等ではなく、料金の決定権を実質歯科医が持っているので、技工士にとって不本意な取引を余儀なくされている

少し具体的になってきましたが、何が「不公正」なのかここまでの話では、まだよく理解できません。

なぜ、技工士は歯科医師の「不当」な要求を受け入れないといけないのでしょうか？

技工士A

うーん、どういえばちゃんと伝わるのだろうか。

圧倒的な力関係を背景に低料金を迫ることで通じると思っていたんだけど……。

僕の基準としては歯科医院側が人件費削減や生活水準の引き下げ、来ない患者対策とか再製を減らすためとかそういったもろもろの努力している場合は、経営努力の上での苦しい判断と受け止められるので、弱いところに痛みを押し付けるような不公正さは感じません。よく技工士は歯科医が気にいらなけりゃ別のところに行けばよいなんていう人もありますが、それは東京を始めとした都会でしか成り立ちません。歯科医院は過剰と言われても有限なのです。

そこで、たとえば何件か低料金では無理と仕事を取れなかったとします。すると不思議なことに、「思い上がった技工士がいる」とかうわさが立ち始め、場合によってはすでに仕事してる得意先からも注意を請けたりひどいとわけわからないうちにきられたりします。より地域の連携が強いと、そうしたことをより意識的に引き起こせるので、「この辺で仕事できなくなる覚悟」がいたりします。ただし、これは田舎の特長ともいえそうなので、都会にいければ避けられるかもしれません。

で、Cさんの一番疑問は、選択の余地の多いはず都会でも「技工士は歯科医師の『不当』な要求を受け入れないといけないのでしょうか？」なるのはなぜかだと思います。

これは非常に簡単で、Cさんとか「いまいわからない」と言うひとは多分、開業してからまだ営業に一、二軒しか回っていない技工士想像していませんか？

僕の世代では「100軒回って数軒仕事取れたら御の字」と言うほどで、少なくとも、自分の仕事場のある町と隣接する町々ぐらいは最低でも営業に回ります。で、いい加減仕事しないともうほんとにヤバイというぎりぎりのところに回った歯科医院で無茶な料金でも飲んでしまうんです。技工士のさらに下請けなんて、普通考えたらやるはずもないような料金で仕事している人たちもそうです。

大多数の歯科医の基準が「今より安いこと」である以上、一部の運の良かったひと以外は自動的に価格競争していきます。安くなったから、仕事は簡素になり支出を減らせるかと言えば、滅私奉公はそのままなので、呼び付けられれば無料で規定の営業時間外でも出向くし、急ぎ仕事で深夜や休日も仕事します。

つまり、値段を下げられる環境が整ったから値段を下げるのでなく、下げなければ最初の仕事ももらえないから下げざるを得ない。技工士の状況がどうあれ、歯科医の都合だけで値下げが決まる、これを不公平に感じるものであります。

歯科医師C

「不公正」について段々わかってきました。

一般的な商品の場合、消費者は「安い」ものを求めます。ただし、その際には「品質」も考慮されます。あまりに安ければ「品質」に問題があるかもしれないので、値段が安くても買わないかもしれません。

技工物の場合、専門家である歯科医師は技工物を作成する工程をよく理解しています。それを作るのにどれだけの手間がかかるのかをです。自分たちが要求している金額では「品質」が保てないこと（「品質」を保つには技工士がどれだけ苦勞するのか）を知っていて、その要求をすることが「不公正」ということなのでしょう。

歯科医師が「不公正」なのは、わかってきました。では、なぜその「不公正」を技工士は受け入れなければならないのでしょうか？

「歯科医院は過剰と言われても有限なのです。100 軒回って数軒仕事取れたら御の字」というのは、実働技工士の仕事量が必要とされる仕事量を上回っているから、立場が弱いのではないですか。資格のヒエラルキーによる「立場」だけでなく、それよりも技工の需給が「立場」を作っているのではないですか？

技工士A

技工士も供給過剰と思ってきました。そこで出てきたのが超過労働問題。過労死や自殺がなにげに多いとか指摘されだして、初めて、技工士の労働環境が異常と気がついたのです。例えば、僕で年収200 ぐらいですが、月々の休みは平均2日ぐらいで、基本働きっぱなしです。技工士は超過労働でようやく生活できるといわれますが、技工数の減少で収入が減ってきたわけじゃないんです。

うちのことで言うなら、個数はむしろ増えています。なにせ地域の技工士数が減っていますし。仕事量は過剰、むしろ労働力が足りなくなってきました、それで助手や海外の合法化を望む技工士がでてきたしいです。この超過労働と収入の乖離を考えると、時間単価の低さ、つまり技工料金の低さをいわなきゃならなくなったのが、料金問題です。だから技工士は、仕事をもっとだせ、とか新規でも歯科医は仕事だせ、とかでなく、技工料金をなんとかして、と言うのです。

過剰なぶんが自然淘汰されるのに反対は技工士会でも言っていません。

歯科医師C

「うちのことで言うなら、個数はむしろ増えています。なにせ地域の技工士数が減っていますし」と「歯科医院は過剰と言われても有限なのです。100 軒回って数軒仕事取れたら御の字」とで、逆のことを言っていないですか？それとも、新規の時に参入するためにした無理が変えられないということでしょうか。

独占禁止法（公正取引委員会のHP）にこうあります。

<http://www.jftc.go.jp/dk/futorenbai.html>

「企業の効率性によつて達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によつて顧客を獲得しようとするのは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、規制の必要がある。コストを下回る価格、いいかえれば他の商品の販売による利益その他の資金を投入するの でなければ販売を継続することができないような低価格を設定することによつて競争者の顧客を獲得するというような手段は、正常な競争手段とはいえないからである。

有力な販売業者による不当な買いたたき

有力な販売業者が購買力を濫用して行き過ぎた低価格での納入を強要する場合は、不公正な取引方法の一般指定第一四項（優越的地位の濫用）に該当するおそれがある。」

独禁法の適用除外よりも、独禁法を守るほうが先なのではないでしょうか？

技工士A

すいません、仕事をもらうときの不公正と、今も超過労働するほど仕事している中での料金問題の話の重なるとこの説明が足らなかった。

通常、歯科医院は複数の外注先を持っています。

最初に低料金で仕事もらったら途中で余所が抜けて仕事量が増えたり減っても料金は変えられません。それで個数が増えても、需要をたてに料金を上げるというのができないのです。

歯科医師C

「最初に低料金で仕事もらったら途中で余所が抜けて仕事量が増えたり減っても料金は変えられません。」ということは、

独占禁止法（公正取引委員会のHP）

「不当廉売とは何か

不公正な取引方法の一般指定（昭和五七年公正取引委員会告示第一五号）第六項で次のとおり規定されている。

（不当廉売）

6 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。」

に該当していると思います。

技工所の新規参入の際の「不当廉売」と歯科医院の「優越的地位の濫用」で、技工料が不当なものとなり、技工経営環境の悪化、就業環境の悪化、技工士の高い離職率を招いている、ということが現状だということではないでしょうか？

こんなものもありました。

下請法（公正取引委員会のHP）

<http://www.jftc.go.jp/sitauke/index.html>

一定の「規制」は必要ですね。

歯科医師 B

ちゃんとした論理が出来ましたね！

技工士 A

説明する側だったはずが.....むしろ納得しました。

ぼろぼろ「こんなことあった」話をするより簡潔でわかりやすい。

歯科医師 C

現状と原因がわかってきたので、あとは解決策ですね。

2009/12/14

みんなの歯科ネットワーク

TEAM T.S.T.